

南城市告示第29号

南城市観光振興拠点施設管理規程を次のように定める。

令和3年2月22日

南城市長 瑞慶覧 長敏

南城市観光振興拠点施設管理規程

(通則)

第1条 南城市観光振興拠点施設（以下「施設」という。）の利用に関する事項は、道路法（昭和27年法律第180号）、南城市観光振興拠点施設条例（令和2年6月29日南城市条例第19号以下「条例」という。）及び南城市観光振興拠点施設条例規則（令和3年南城市規則第〇号以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(施設の利用)

第2条 駐車を目的として施設を利用する者（以下「利用者」という。）は、規則及びこの規程を承認の上、施設を利用するものとする。

(供用時間)

第3条 施設の供用時間は、午前0時から翌日午前0時までとする。

2 前項の規定にかかわらず施設管理者（以下「管理者」という。）が必要と認める場合は、あらかじめ掲示等で周知することにより、供用時間を変更することができる。

(供用の休止等)

第4条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、施設の全部又は一部について、供用の休止、施設の隔絶、車路の通行止及び車両の退避を行うことができる。

- (1) 天災地変による災害、火災、浸水、爆発、ガス中毒、施設及び器物（以下「施設等」という。）の損壊、交通事故、伝染病その他これらに準ずる事故が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合
- (2) 保安上、供用の継続が適当でないとして認められる場合
- (3) 工事、清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、管理上緊急の措置をとる必要があると認められる場合

(駐車できる車両)

第5条 施設に駐車することができる車両は、普通自動車で積載物又は取付物を含めて長さが5.0メートル、幅が1.9メートルおよび重量が2.5トンを超えないものに限る。

(施設の入出等)

第6条 利用者は、車両を出場させようとするときは、精算機において、使用料金(条例別表第1に規定する「使用料」のことをいう。以下同じ。)を納付し、必要に応じて使用料金領収証を受領したのち、出場するものとする。

2 管理者は、施設の管理上必要があるときは、出入口の一部を閉鎖することができる。

(駐車位置)

第7条 管理者は、利用者の駐車位置を指定することができる。

2 管理者は、管理上必要があると認めるときは、利用者に対し駐車位置を変更させることができる。

(施設内の通行)

第8条 利用者は、施設内の車両通行に関して、次の事項を守らなければならない。

- (1) 車両を運転するに当たり、法令に定められた資格を有すること。
- (2) 徐行すること。
- (3) 追い越しをしないこと。
- (4) 歩行者を優先すること。
- (5) 駐車区画から出る車両の通行を優先すること。
- (6) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (7) 標識、標示、信号機の表示及び係員の指示に従うこと。
- (8) その他交通関係法令の定めるところに準じて通行すること。

(遵守事項)

第9条 利用者は、前条に掲げるもののほか、施設において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 駐車中は必ずエンジンを停止し、車両から離れるときは施錠する等により盗難防止に努めること。
- (2) 駐車位置以外の場所および車路をみだりに使用しないこと。
- (3) 他の利用者の駐車位置、管理室、倉庫等の中にみだりに立ち入らないこと。
- (4) 廃棄物、引火物、爆発物その他の危険物又は人に危害を及ぼすおそれがあると認められるものを持ち込まないこと。
- (5) ごみは持ち帰るか所定の容器に入れること。
- (6) 施設内において、喫煙又は火器を使用しないこと。

- (7) 施設内において、宿泊しないこと。
- (8) 施設内において、文書、物品等の掲示、配布及び陳列、営業、演説、宣伝、募金、署名等の運動並びに集団行動、遊戯、飲酒、物乞い等の行為をしないこと。
- (9) 施設等及び車両等（車両並びに積載物及び取付物を含む。以下同じ。）を損傷（滅失、毀損及び汚損をいう。以下同じ。）しないこと。
- (10) 他の車両の事故又は他の車両等に異常の発生を発見した場合は、管理者に連絡すること。
- (11) 事故が発生したとき又は施設等若しくは他の車両等を損傷した場合は、管理者に直ちに届け出ること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、管理者の業務又は他の利用者に迷惑となる行為をしないこと。

(駐車拒否等の措置)

第10条 管理者は、施設が満車である場合は入場の受付を停止するほか、次の各号のいずれかに該当する場合には駐車を断り、又は車両を退去させることができる。

- (1) 施設等又は他の車両等を損傷するおそれがあると認められる場合
- (2) 引火物、爆発物その他の危険物を積載し、又は取り付けている場合
- (3) 騒音又は臭気を発する場合
- (4) 非衛生的なものを積載し、若しくは取り付け、又は液汁を出し、若しくはこぼすおそれがある場合
- (5) 酒気を帯び、又は無謀な運転を行うおそれがある場合
- (6) 前条各号に掲げる事項を遵守できないと認められる場合
- (7) その他管理者が施設の管理上支障があると認める場合

2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、車両の出場を拒むことができる。

- (1) 出場する際に所定の利用料金を納付しない場合
- (2) 施設内で事故を起こし、又は施設等若しくは他の車両等を損傷した場合
- (3) その他管理者が、管理上特に必要と認めた場合

(事故等に対する措置)

第11条 管理者は、次に掲げる事項が生じた場合は、車両等の移動その他必要な措置を講ずることができる。

- (1) 施設において事故が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (2) 利用者が施設等又は車両等を損傷した場合
- (3) 利用者、施設等若しくは車両等に異常を発見し、又は被害の発生があった場合

2 管理者は、前項に規定する措置を講ずるにあたり、緊急の場合には、利用者の同意を求めないで応急の措置をとることができる。

(利用料金及び回数駐車券)

第12条 利用料金は、条例別表第1に定めるとおりとする。

2 管理者は、回数駐車券（プリペイドカード（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法により記録されている金額に応ずる対価を得て発行されるカードで、利用料金の納付のために使用することができるものをいう。）含む。）を発行することができる。

（利用料金の不算定）

第13条 次の各号のいずれかに該当する車両については、利用料金を算定せず、利用料金を収受しない。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車及び同法第51条第8項の規定により警察署長が違法駐車車両を移動するために使用する車両
- (2) 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第3条の3の規定により、利用料金を徴収することができない車両
- (3) 施設の管理者又はその委託を受けた者が、施設の維持管理の目的のために使用する車両

（引取りの請求）

第14条 利用者があらかじめ管理者への届出を行うことなく、7日を超えて車両を駐車している場合において、管理者はこれらの利用者に対して通知又は施設における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確知することができないときは、管理者は、車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知又は施設における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引渡しその他の異議又は請求の申立てをしないものとする。

3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

（車両の調査）

第15条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確知するために必要な限度において、車両等（車内も含む。）を調査することができる。

（車両の移動）

第16条 管理者は、前条の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は施設において掲示して、車両等を他の場所に移動することができる。

(車両の処分)

第17条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引取することを拒み、若しくは引取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者又は所有者等を確知することができない場合であって、利用者に対して通知又は施設における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3月を経過した後、利用者へ通知し、又は施設において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者へ通知し、又は施設において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

2 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し、又は施設において掲示する。

3 管理者は、第1項の規定より車両を処分した場合は、利用料金並びに車両の保管及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者へ返還する。

(保管責任)

第18条 管理者は、利用者が入場したときから出場するときまで車両の保管責任を負う。

2 管理者は、利用者が車両を出場させたときには、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を負わない。

(利用者に対する賠償責任)

第19条 管理者は、車両保管にあたり、第22条の規定による場合及び善良な管理者としての注意を怠らなかつたことを証明する場合を除き、車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する責を負う。

(車両の積載物又は取付物に関する免責)

第20条 管理者は、施設に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、一切賠償の責を負わない。

(車両又は利用者の損害に関する免責)

第21条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する事由により生じた車両等又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

- (1) 天災地変その他の不可抗力又は管理者の責に帰さない事由によって生じた浸水その他の事故
- (2) 車両等が原因で生じた事故及び車両等の管理不十分
- (3) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他施設内の事故
- (4) 第4条の規定による休止等
- (5) 第11条の規定による措置
- (6) 法令に基づく命令又は強制執行

(利用者の賠償責任)

第22条 管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その責を負うべき者に対して速やかに損害賠償及び費用の負担を請求する。

(補則)

第23条 この告示に定めない事項については、法令の規定に従って処理する。

附 則

この告示は、令和3年3月1日から施行する。